

令和5年度事業計画書及び活動予算書について（案）

自：2023年4月 1日

至：2024年3月31日

特定非営利活動法人静岡市障害者協会

## 2023年度事業計画の策定にあたって（所感）

会長 牧野善浴

2022年度は引き続き通年にわたり、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、世の中も当協会の活動も大きな影響を受けました。しかし、Zoom などを使い、活動や支援を最低限でもしなやかにいき、当事者や家族の抱えている問題への対応を心掛けました。

昨年9月に台風15号の被害を受け、特に清水区では浸水や断水の被害があったことが最大の出来事でした。亡くなった方はいませんでしたし、行政による調査では直後「医療を必要とする人はなく」、11月からの調査でも「もう困っている人はそれほどいない」とでも言いたいような結果が発表されています。断水は2週間でほぼ復旧し11月にはもう解消していました。このままでは「この程度の被害でよかったね」で終わってしまいそうです。

ところが障害者団体では、直後に断水で困り「給水所に行けない」、「家族介護での入浴できる場所がない」「必要な物は集まったが届ける人がいない」「浸水で車が動かず送迎できない」などの問題が起きました。災害時避難行動要支援者名簿に登録してある人は、少なくとも安否確認はしてもらえはと期待していましたが、安否確認はほとんどなかったようです。要支援者避難支援の仕組みは「期待外れ」で「絵に描いた餅」だと失望しています。

今年度改めてこの災害時の対応の仕組みについて見直すことを重要なテーマにします。南海トラフの大地震が来たら「この仕組みが機能する」とはとても思えません。東日本大震災よりもっと悲惨な状況になることは確実です。東日本では障害者の死亡率は一般の2倍でしたが、静岡では3倍から5倍になるでしょう。在宅比率が高いからで、今年はそれを訴える時期です。

さらに今年度は、障害者差別解消の取組みを進める時期でもあります。前年度の差別相談は29件（障害者協会報）あり、急増しました。令和6年4月から障害者に対する合理的配慮の提供が民間事業者にも法的義務化になるので、準備期間は1年です。静岡市ではその問題を協議する場をやっと今年度設置することになりました。社会の全分野に及ぶ課題で、ほとんどの事業者と行政の全庁が関係する大きな変化ですので、積極的に取組み提案していきます。

このように静岡市の障害福祉は課題をいくつも抱えています。それに取り組

むべく「共生のまちづくり計画」策定する年度になっていますが、実は計画の策定よりもその推進方法に課題があります。「誰がどう推進するか」についての議論がないので、それを明確にしたいと思います。

前年度、「障害者団体が大人しくなった」と書きました。団体役員の高齢化、会員の減少など様々な背景や事情がありますが、障害者団体と名乗っているのならば、「仲良しグループ」ではなく、「社会に発信する団体」でなければなりません。当事者団体の課題と役割を再確認する必要があります。また、例えば強度行動障害がある人、罪を犯す障害者、精神疾患があり地域が迷惑に思っている人など、取り残されている障害者は色々います。このままではいけません。

さらに今年度は、大口の寄付をいただき、障害者の奨学金の創設や人材養成も検討し事業化します。積極的に社会にアピールしようと思います。皆さんからのご提案を期待しています。

追い風としては、障害者の権利条約の発効に関係した「国連の障害者委員会からの勧告」があります。象徴的なコメントは、「日本の諸制度は権利条約の理念とは調和しない」（要旨）というもので、精神科病院、入所施設の存在、学校体制に「大鉈を振るえ」と言う内容です。国連の勧告はすべて受け入れなければならないわけではありませんが、もっともなことは改善し、反論すべきことは反論すべきでしょう。例えば、インクルージョンとして障害児もすべて地域の学校で同じ教室というのが勧告の内容ですが、特別支援教育のいい点を大事にして、日本型を主張提案することも必要でしょう。

当協会は権利条約の理念を踏まえつつ、事業を進めていきます。新市長の現場主義を基調に障害者が取り残されないような支援に取り組み続けます。そのためあらゆる機会をとらえて声を上げます。Nothing about us, without us です。ご協力をよろしくお願いいたします。

**特定非営利活動法人静岡市障害者協会**  
**令和5年度 事業計画書**

**1. 今年度の重点方針**

全体的な方針	障害者権利条約、こども権利条約の理念及びSDGsが示す「誰ひとり取り残さない社会」の理念が地域社会において実現するために必要な提言、行動を行う。
対外的なテーマ	① 静岡市の障害者プラン（児も含む）である「静岡市共生のまちづくり計画」の策定年度であることに鑑み、「静岡市障害者施策推進協議会」、「同懇話会」、「静岡市障害者自立支援協議会」等の場を活用し、地域生活課題の解決に資する計画の策定について提言を行う。 ② 令和6年度から実施される静岡市の施策である「重層的総相談支援体制整備事業」において、市行政直営の中核機関（調整機関）の設置を求める。
事業の方針	業務の自然増、相談業務の多様化、困難化に対応するため、委託相談支援事業所等と一層連携を深め、個別事例を他機関と共有しながら、支援の引継ぎを行うことで、業務のスリム化を目指す。また、個別事例の移行のためには、土台づくりとして地域の人材育成の観点が見逃せないことから、「主任相談支援専門委員」等との連携を強化する。
中長期目標の策定	理事会・正副会長会議・職員会議等の協議や会員団体からの意見募集を経て、中長期目標を今年度中に策定する。
事業の執行体制の強化・省力化・情報共有の徹底	委託事業、自主事業等の円滑な実施を図るために、職員の待遇の確保、より働きやすい職場環境の整備に努める。 インターネットのクラウドサービス「キントーン」の活用により、職員相互の業務執行の情報の共有化を図る。

**2 今年度の事業概要（重点事業）**

◎は新規の事業、二重下線部はキーワード

<b>(1) 協会の基本理念を確立し、市内の障がい者や当事者団体への支援を充実する（継続）</b>	
① 会員との双方向の協議を進めるために、アンケートの実施や <u>情報の共有のためのツールを試行する。</u> 評価機関の客観的な評価を受け、課題の部分の改善に取り組む	◎
② 当協会の <u>中長期計画を作成する中で、会員の参画を促進する。【「あるべき・ありたい未来の姿から現在を考える。（バックキャスト）」】</u>	◎
③ ホームページ、CANPAN ブログ、安否コールなどを活用し、協会の活動状況を広く発信する。 <u>新ホームページの運用を確実にを行い、活動の見える化と社会へメッセージを発信する</u>	◎
④ 「静岡市共生のまちづくり計画」の策定について、会員団体に対する情報提供、行政への要望事項の作成支援を行う。	

(2) 高い外部評価を維持し、財政を安定化し、安定的な組織運営を図る (継続)	
① 平成 29 年度に取得した <u>認定NPO法人格</u> について、 <u>昨年度の2回目の審査を受け、更新された。</u> またグッドガバナンス認証も更新年であったが、コロナ禍の影響もあり、ヒアリングが本年5月以降となった。同認証は認証期間が3年間であり、審査日について繰り延べしても、認証日は令和4年11月となる。 <u>認定 NPO 法人格の継続やグッドガバナンス認証の更新は行政や第三者機関による運営が適正であるという評価であるので、最大限活用し、寄付金を広く募り、安定した財政基盤を作る。</u>	◎
② 認定 NPO 法人の維持のため、パブリックサポートテスト（1年間で3,000円以上の寄付者を100人以上）のクリアを目指す。 （上記の絶対的評価基準がクリアできない場合は、相対的評価基準を用いる。）	
③ 会員の拡大について、市内の障害者団体のうち、未加入の団体（肢体系、聴覚系、脳外傷系等）に入会を働きかける。また協会の趣旨に賛同した個人会員の確保に努める。	
④ 通常総会を年1回、理事会を年4回程度開催し、協会を民主的に運営する。（年度途中で協会の運営に関する重要な事項について協議が必要な場合は臨時総会を開催する。）	
⑤ 篤志家の寄付による基金運営は、 <u>会計単位を分離明確化（特別会計化）</u> し、財務の適正を期す。	◎
⑥ 障がい者の雇用の推進と業務内容について、合理的配慮の提供を進める。	

(3) 障害者団体として独自の事業を進める（自主事業：継続）	
下記の①～③の研修会については、 <u>年度末に、簡易な提言書・報告書を作成する。</u> （会員団体による分担執筆・コラム等を依頼する。）	◎
① 障害者プランの勉強会を継続し、より政策提言にむけた協議を充実すべく、代表表者等による会議【障害者政策委員会（仮称）】へ改編することも視野に入れる。 （毎月第3水曜午前10～12時） 次期の「静岡市共生のまちづくり計画」の策定年であることに鑑み、地域課題の解決に必要な障害施策が確実に実現できるように、会員団体と連携して提言力を強化する。 静岡市が実施する次期の「静岡市共生のまちづくり計画」の策定に関する関係団体調査について、会員団体と情報の共有を行い、施策推進について効果的な対応を行う。	◎
② 防災事業委員会を通じて、地域の防災力を高め、要配慮者支援を盛り込む （毎月第1火曜午後6時～8時） 日本財団からの助成事業については、コロナ禍での1年延期に加え、 <u>昨年「台風15号」の風水災害発生により、静岡市における現状の災害支援のあり方の不備が露呈した。個別避難支援計画作成のためのガイドブックを作成について、地域の実情により即した役立つものとするべく、本年9月まで助成期間の延長を申請し許可された。</u> 被災状況や静岡市の悉皆調査の状況を踏まえ、被災ニーズに対応した形を目指し再検討する。	◎

③	<p>差別解消・社会参加委員会（前移動支援・バリアフリー委員会）にて活動を進める。（毎月第4木曜午後1時30分～3時30分）</p> <p>差別解消：差別解消支援地域協議会の設置と本格稼働に向けた準備に協力する。  <u>基幹相談支援センターにおいて、差別事例の集約と分析が委託業務化されたことに伴い、事例集積の周知広報を一層強化する。団体はもとより相談機関へも働きかける。</u></p> <p>社会参加／移動支援：グループ支援型の実践状況の検証と車両移送型の研究、通学支援の円滑実施、精神障がい者の社会参加の促進とともに、<u>身体障害者に対する「上下肢1級」の利用制限についての提言を行う。</u></p> <p>社会参加／移動支援：協会が受託した「従事者養成」のカリキュラムの確認と当事者団体等への協力要請、指定事業所の拡大について検討する。</p> <p>バリアフリー：バス利用の改善など障がいがある人の社会参加を進むよう公共交通機関の事業者に働きかける。          市民と事業所、行政との協議の場の設置を提案する。</p>	◎ ◎
④	<p>篤志家の寄付による「障がいのある学生についての就学支援のための基金」については、寄付者の趣旨を尊重し、<u>企画運営委員会を組織し、令和6年度の運用に向けて必要な協議を行う。</u>  <u>同基金の運営（事務管理）のため以外にも、福祉人材の養成も目的とされているので、同委員会で事業化を検討する。</u></p>	◎
⑤	<p>解決が困難な課題については、市議会厚生委員会との話し合いの場を設け、意見交換し、課題共有し、解消改善を目指すよう働きかける</p>	

<b>(4) 静岡市障害者相談支援推進センターとしての役割を果たす（市委託事業）</b>		
①	<p>基幹相談支援センターとして自立支援協議会の中軸となり相談支援の課題に取り組む。</p> <p>静岡市においては、平成24年度に、基幹相談支援センターと委託相談支援事業所（計11ヶ所）が設置され11年目を迎える中で、この体制について一切見直しがないことから、<u>運営の状況を共有化し、基幹相談支援センターとの連携、三障害ごとの委託相談の在り方、相談者の区割りの徹底、増加する発達障がい者への相談対応等について協議の場を設ける。</u></p> <p><u>相談支援専門員の行動指針を改めて協議する中で、相談支援専門員の役割が、「一人ひとりの利用者が抱える課題を地域の課題として捉えること。地域の課題を明確にし、障害者総合支援法に規定される協議会等を活用しながら地域資源の改善及び開発を行うこと。人は地域の関係性のなかでこそ育ちあうという地域共生社会の実現に資する取り組みを行うこと。」にあることを再認識し、自立支援協議会、各行政区相談支援連絡調整会議（事務局会議）の機能を活性化する。</u></p> <p>基幹相談支援センターとして、市内相談支援専門員等に対する実務研修を行いスキルアップを図る（インターク・アセスメント・地域資源の紹介と活用、連携）。</p>	◎ ◎



	<p>増大する業務量を整理し、担当者の役割分担、他機関への引継ぎを本格化する。(丸投げではなく、共通認識の下で、当協会の関わる頻度を減減させる。)</p>	
②	<p>虐待防止センターとして当事者の立場に立ち、適切に機能する仕組みづくりに取り組む。</p> <p>虐待対応コア会議に出席し、当事者本人の人権を守り、権利を擁護する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・弁護士など専門職や全市域の関係専門機関との協力体制を作り、速やかで適切な対応を目指す。</li> <li>・虐待防止ネットワークの立ち上げを準備し、虐待防止策や事業所への指導などを検討する。</li> </ul>	
③	<p>地域生活支援ネットワーク相談調整コーディネーター配置業務</p> <p>地域生活支援拠点（地域生活支援ネットワーク、「まいむ・まいむ」）において、相談調整コーディネーターを設置し、求められる役割を果たし、地域生活を支援する。</p> <p><u>「緊急に支援が見込めない世帯」の把握に努め、支援世帯をリスト化し、地域の関係機関と共有する。</u></p> <p>相談支援事業所が持続可能な運営ができるように「機能強化型加算」、「地域生活支援拠点等相談強化加算」、「地域体制強化共同支援加算」等の<u>各種加算制度について周知する。</u></p> <p>移動支援事業従事者養成研修・強度行動障害支援者フォローアップ研修（静岡市委託）を実施し、障がい者の地域生活支援を担う人材を養成する。<u>移動支援従事者養成研修修了と受講修了者と事業所のマッチング。</u></p>	<p>◎</p> <p>◎</p>
④	<p>触法系障害者への対応の増加に対し連携会議の開催、関係機関の協力を求めるとともに、静岡トラブルシューターネットワークと協力して人材育成研修を行う。(Keep Safe 研修、司法アセスメント支援研修等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入り口支援（起訴される前の支援・不起訴後の支援、医療観察法不処遇後の支援）として警察、検察、保護観察所、更生保護施設、福祉事業所等と連携し、本人の支援をする。</li> <li>・出口支援（矯正施設退所後の支援）として住宅の確保、生活・就労の支援を行い、地域生活が定着することで、結果として再犯防止につながるよう努力する。</li> <li>・弁護士会と結んだ協定を利用し、更生支援計画を作成し、触法障害者の支援に、市内の委託相談事業所と連携しての支援をすすめる、同事業所等と伴走しながら引き継ぐ方向で取り組む。</li> <li>・<u>更生支援計画の矯正施設での活用通知を踏まえ、出所前後の支援を強化する。</u></li> <li>・<u>県地域定着支援センターひまわりとの連携を強化し、矯正施設退所後の地域定着を一層確実なものとする。</u></li> <li>・<u>静岡市圏域で Keep Safe プログラム（38 セッション）を行う前段階として、県西部地域での同プログラム実践に参画する。</u></li> </ul>	<p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p>

(5) その他の委託事業・給付事業における事業の拡大と支える人材の育成	
① 生活保護精神障害者退院支援事業の推進（委託事業） <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神科病院に入院中の精神障がい者で、生活保護を受給している方の地域移行を支援する。（GHの体験利用の活用や退院後の診療体制の調整。）</li> <li>・地域移行の実現について、各区生活支援課、関係機関と連携して進め、地域で安心して暮らせるような支援体制を作る。</li> </ul>	
② 地域相談支援（地域移行支援：個別給付）の実施（継続） <ul style="list-style-type: none"> <li>・入所施設、精神科病院、矯正施設、救護施設等から地域移行支援を希望する個人に対して、同サービスを提供し、地域移行を支援する。</li> </ul>	
③ 自立生活援助（個別給付）の実施（R4年9月事業所指定） <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で一人暮らしを希望する障がいのある方に対して、日常生活の見守り、相談、精神科通院支援等のサービスを提供し、地域生活を支援する。（本人主体の姿勢に徹し、過不足ない支援を心がける。）</li> </ul>	
④ <u>職員給与を見直し、職員の労に報いるとともに、多様性を認め合う職場風土を確立して、グループ・スーパーバイズに取り組む。</u> 地域の相談支援事業所、主任相談支援専門員との交流を深め、全般的な人材の養成とリーダーの育成を図る。	◎
⑤ <u>社会福祉士実習施設としての資格を今年度備えたので、社会福祉士の受験資格取得のための研修の受け入れをして、人材育成に務める。</u>	◎



委託事業・給付事業の内容

新規◎

事業の名称	備考
1 静岡市障害者相談支援推進業務	委託業務
(1) 基幹相談支援センター事業	
① 総合的・専門的な相談支援の実施 ア 総合的・専門的な相談支援事業 イ 困難事例の対応 ウ 障がいをもととする差別に関する相談支援事業 差別事例の集約、分析、市に報告 エ 個別支援計画の作成支援等 オ 個別支援会議（ケース会議）の実施	R4 年度より追加
② 地域の相談支援体制強化の取組 ア 地域の相談支援体制の強化の取組 イ 地域の相談支援事業者の人材育成 ウ 静岡市障害者相談支援連絡調整会議の運営 エ 行政区障害者相談支援連絡調整会議の運営支援 オ 静岡市障害者自立支援協議会の運営協力 カ 地域との相談機関との連携強化	
③ 地域移行・地域定着の促進の取組 ア 再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律 104 号）に基づく障害者等の再犯防止に関する相談業務を行うこと イ 障害者支援施設や精神科病院等への地域移行にむけた普及啓発、体制整備に係るコーディネート	
(2) 障害者相談支援推進事業	
① 障害者 110 番事業 ※ 定例的な開催 火曜日（知的障害者相談員）・水曜日（身体障害者相談員） 木曜日（精神障害者家族会相談員）	
② 障害者相談員活動強化事業 ア 障害者相談員研修会の開催 全体研修・障害別研修（身体・知的） イ 利用者アンケートの実施 ウ 活動に関する報告書の内容確認 エ 障害者相談員のコーディネート オ 障害者相談員の中途解約に関する連絡	

③ 身体障害者補助犬相談事業 身体障害者補助犬に関する専門的な相談支援、「県補助犬支援センターとの連携」	
④ 地域生活及び社会参加等推進事業	
<b>(3) 地域生活定着支援センターとの連携強化事業</b>	◎
① 地域の相談支援事業所及びサービス事業所等の円滑な利用に向けた調整	◎
② 退所者等を受け入れた事業所等に対するコンサルテーション	◎
③ 退所者等への対応に係る研修	◎
④ 地域生活定着支援センターとの情報交換	◎
<b>(4) 障害者虐待防止センター事業</b>	
① 障害者虐待防止法に定める通報・届出の受理	
② 養護者からの障害者虐待に関して、障害者の保護もために、当該障害者、養護者に対して、相談、指導及び助言を行うこと。	
③ 障害者虐待の防止及び養護者の支援に関する広報、その他の啓発活動	
④ 虐待コア会議、終結会議及びそれに関連する会議への出席	
⑤ 虐待通報・届出の24時間・365日対応	

<b>2 地域生活支援ネットワーク相談調整コーディネーター配置事業</b>	委託業務
<b>(1) 相談調整コーディネーター業務</b>	
① 「相談」機能としての業務 ア 相談支援事業所との連携強化の仕組みづくり イ 緊急の支援が見込めない世帯を把握するための取組 ウ 相談支援体制が十分に把握されていない地域での相談会の開催	
② 「専門性」機能【専門的人材を育成するための研修会の開催】 ア 移動支援従事者養成研修【年2回の開催】 イ 強度行動障害者フォローアップ研修 ウ 障害福祉サービス事業所連絡会参加事業所職員向け研修【年3回以上】 エ その他専門的人材育成のために必要な研修	
③ 「地域の体制づくり」機能 ア 障害福祉サービス事業所連絡会の活動状況の把握 イ 障害福祉サービス事業所参加事業所の質の向上支援	

④ サービス調整コーディネーターが実施する事業所連絡会 開催事務の補助	
⑤ その他 事業所間の連絡調整、関係者会議の開催、各種 会議への出席等	
(2) 静岡市自立支援協議会等との連携	
① 地域のネットワークづくりについて、静岡市自立支援協 議会（専門部会を含む）との検討や事業報告を行う。【サ ービス調整コーディネーターと協働】	
② 静岡市障害者自立支援協議会「地域生活支援部会」の会 議等の運営【サービス調整コーディネーターと役割分担】	
③ 各区連絡調整会議へ出席【事例や課題の等の情報共有、 課題解決の検討】	
(3) 地域との連携	
① 地域生活支援ネットワーク「まいむ・まいむ」の整備状況 の周知・今後の連携方法について検討する場の設置 ※ 連携先 自治会・町内会・静岡市民生委員・児童委員 協議会（地区民児協含む）・教育機関（特別支援学校・支 援学級配置校・特別教育支援センター）・医療機関・民間 企業・地域包括支援センター・生活支援コーディネータ ー（静岡市社会福祉協議会）・静岡市ひきこもり地域支援 センター等	

<b>3 生活保護精神障害者退院支援業務</b> 業務の概要：生活保護法による被保護者のうち、精神科病院に入 院している精神障がいのある方について、退院阻害要因の解消 及び退院に向けた指導援助。社会的自立及び地域生活支援への 移行。	委託業務
① 支援対象者の選定	
② 支援実施対象者の状況把握	
③ 自立支援計画の作成	
④ 退院訓練	
⑤ 受入先の選定	
⑥ 退院準備の支援	
⑦ 退院後の支援	

<b>4 給付事業 指定一般相談支援（地域移行支援）</b> ※指定一般相談事業所の指定を受けることが、静岡市障害者相談 支援推進業務を委託する前提となっている。	地域移行支援 が給付事業
事業所名：静岡市障害者相談支援推進センター	主たる事業所

<p>事業所番号：2234200075  所在地：静岡市葵区城内町 1 番 1 号静岡市中央福祉センター 3F  事業概要：障害者支援施設等に入所している方または精神科病院に入院している方など、地域における生活に移行するために重点的に支援を必要としている方に対して、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行なう。  このサービスでは、施設・病院からの退所・退院にあたって支援を必要とする方に、入所・入院中から新しい生活の準備等の支援を行うことで、障害のある方の地域生活への円滑な移行を目指すサービスである。</p> <p>サービス内容</p> <p>①住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談  ②地域生活への移行のための外出時の同行  ③障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援に限る）の体験利用  ④体験宿泊  ⑤地域移行支援計画の作成</p> <p>対象者：</p> <p>①障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設または療養介護を行う病院に入所している方  ②児童福祉施設に入所する 18 歳以上の方、障害者支援施設等に入所する 15 歳以上の方も対象。  ③ 精神科病院に入院している精神障害のある方（直近の入院期間が1年以上の方が対象（原則）。ただし、直近の入院期間が1年未満であっても、措置入院者や医療保護入院者で住居の確保などの支援を必要とする方や、地域移行支援を行わなければ入院の長期化が見込まれる方も対象となります。）  ④ 救護施設または更生施設に入所している障害のある方  ⑤ 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されている障害のある方</p>	<p>H24.4.1 指定</p> <p>現利用者 0 名  救護施設からの退所希望者について調整中</p>
---	--

<p><b>5 給付事業 自立生活援助</b></p>	
<p>事業所名：静岡市障害者相談支援推進センター  事業所番号：221420606  所在地：静岡市葵区一番町50静岡市番町市民活動センター2F  事業概要：居宅において単身等で生活する障害者につき、定期的な巡回訪問または随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営む上</p>	<p>R4.9.1 指定  従たる事業所</p>

<p>での各般の問題を把握し、必要な情報の提供および助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むために必要な援助を行うサービスである</p> <p>サービス内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①定期訪問による生活状況のモニタリング、助言</li> <li>②随時訪問、随時対応による相談援助</li> <li>③近隣住民との関係構築など、インフォーマルを含めた生活環境の整備参考標準利用期間は1年間となっているが、標準利用期間（1年間）を超えて更にサービスが必要な場合は、原則1回ではなく、市町村審査会の個別審査を要件とした上で、数回の更新が認められます。</li> </ul> <p>対象者：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある方</li> <li>②現に、一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な方</li> <li>③障害、疾病等の家族と同居しており（障害者同士で結婚している場合を含む）、家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な方</li> </ul>	<p>現利用者 2名（県地域定着支援センター経由の案件）</p>
--	--------------------------------------

業務の執行体制

氏名	年齢(4/1現在)	主な資格	配置等	勤務形態
牧野 善浴		社会福祉士	会長・管理者	非常勤 3.5H
堀越 英宏		主任相談支援専門員・社会福祉主事等任用資格・中高(社会)教員免許(未更新)	副会長・事務局長 基幹 まいむ Co(兼務) 自立生活援助(兼)	常勤
山本 佳昭		相談支援専門員・社会福祉士・介護福祉士・法人事務力検定修了・NPO法人会計力検定(基礎)修了、簿記3級	事務部長兼主幹 基幹センター相談支援専門員兼務	常勤
松山 文紀		社会福祉士・相談支援専門員(本年度現任研修受講予定)	相談調整コーディネーター 基幹センター兼務	常勤
木村 純子		相談支援専門員・サービス管理責任者・医療的ケア児等コーディネーター・特別支援教育教諭2級免許	自立生活援助 サービス管理責任者 基幹センター兼務	非常勤 原則週3日勤務
瀧口 直美		社会福祉士・精神保健福祉士・相談支援専門員(本年度現任研修受講予定)	基幹センター専従相談支援専門員 生活保護精神障害者退院支援業務兼務	常勤
長坂 悦子		看護師(本年度、相談支援専門員研修受講)	基幹センター相談員 相談調整コーディネーター兼務	常勤 R5.1.1 採用
稲木 良光		社会福祉主事等	基幹センター・ピア相談員	非常勤 原則週3日勤務



